明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　二

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（内閣府・財務・経済産業四）　七

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（内閣府・経済産業六）　七

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する内閣府令・経済産業省令で定める金融機関等を定める命令（同七）　七

〔省　令〕

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三）　七

○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業二）　七

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十五条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（財務・経済産業二）　八

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令（同三）　八

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令（同四）　八

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　九

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令（同二）　九

○農商工等連携支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　九

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五八）　九

○経済産業省関係中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則（同五九）　一〇

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項の経済産業省令で定める金融機関等を定める省令（同六〇）　一二

○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（同六一）　一二

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同六二）　一三

○経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令（同六三）　一三

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二二）　一三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二三）　一三

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三二四）　一六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三二五）　一六

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二六）　一七

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三二七）　一七

○地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針の一部を改正する件（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　一七

○農商工等連携事業の促進に関する基本方針の一部を改正する件（同三）　一七

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針の一部を改正する件（総務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一七

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十四年度平成二十四年六月分）（財務省）　一九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　三〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　三二

会社その他
会社決算公告　三三